

建築確認追加説明書

年 月 日

江戸川区 建築主事 様

建築主

建築基準法第6条第13項又は建築基準法第18条第12項に基づき、適合するかどうかを決定することができない旨の通知書で追加説明を求められましたので、説明書を提出します。なお、この説明書及び添付図書の記載事項は、事実と相違ありません。

確認申請受付番号

確認申請受付年月日 年 月 日

【追加説明の概要】

追加説明事項	添付図書の種類	※区確認欄
		<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>

※ 受付欄 (指導係)	<input type="checkbox"/> 設計者 【資格】 () 建築士 () 登録第 号 【氏名】 【建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号 () 【作成した図書】
※ 担当者記載欄	<input type="checkbox"/> 報告者 (設計者、代理者等) 【資格】 () 建築士 () 登録第 号 【氏名】 【建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号 ()

※印欄には何も記入しないでください。

《作成にあたっての注意事項》

- ☞追加説明に必要な資料・図書をこの表紙に添付し、「適合するかどうかを決定することができない旨の通知書」の備考欄で定められた期限内に来庁して、担当者に提出してください。(来庁は午前中をお願いします)
- ☞「適合するかどうかを決定することができない旨の通知」の備考欄に定められた期限を過ぎると確認済証の発行は出来ませんのでご注意ください。
- ☞追加説明書はわかりやすく作成してください。

建築確認追加説明書

年 月 日

江戸川区 建築主事 様

建築主

建築基準法第6条第13項又は建築基準法第18条第12項に基づき、適合するかどうかを決定することができない旨の通知書で追加説明を求められましたので、説明書を提出します。なお、この説明書及び添付図書の記載事項は、事実と相違ありません。

確認申請受付番号

確認申請受付年月日 年 月 日

【追加説明の概要】

追加説明事項	添付図書の種類	※区確認欄
		<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>

※受付欄(指導係)

設計者

【資格】()建築士 ()登録第 号

【氏名】

【建築士事務所名】()建築士事務所 ()知事登録第 号
()

【作成した図書】

※備考欄

報告者(設計者、代理者等)

【資格】()建築士 ()登録第 号

【氏名】

【建築士事務所名】()建築士事務所 ()知事登録第 号
()

※印欄には何も記入しないでください。

《作成にあたっての注意事項》

- ☞追加説明に必要な資料・図書をこの表紙に添付し、「適合するかどうかを決定することができない旨の通知書」の備考欄で定められた期限内に来庁して、担当者に提出してください。(来庁は午前中をお願いします)
- ☞「適合するかどうかを決定することができない旨の通知」の備考欄に定められた期限を過ぎると確認済証の発行は出来ませんのでご注意ください。
- ☞追加説明書はわかりやすく作成してください。